

令和6年度第6回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和6年9月25日(水) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 令和6年9月25日(水) 午後2時

出席委員

農業委員							
1. 伊藤 正敏	○	2. 酒井 温司	○	3. 丹羽 保宏	○	4. 横井 満之	○
5. 中野 浩光	○	6. 三宅 正恭	×	7. 石塚 晴郎	○	8. 岩田 房喜	○
9. 鈴木 正	○	10. 後藤 善一	○	11. 星野 清明	○	12. 水野 格廉	○
13. 小島 慶久	○	14. 木村 実勇喜	○				
農地利用最適化推進委員							
15. 鈴木 朝明（北部）	○	16. 渡邊 由美子（西部）	○	17. 堀田 啓（南部）	○		

計 16 名

本会議に職務のために出席した者の氏名

局 長 梶浦 庄治
主 事 高味 俊夫
主 事 國分 健太郎
主 事 宮下 彩乃

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件について

議案第10号 農地法第3条の規定に係る許可申請 …… 2件
議案第11号 農地法第5条の規定に係る許可申請 …… 4件
議案第12号 農地中間管理事業法第19条の2 …… 4件
【農地利用集積計画一括方式】

(2) 報告案件について

報告第11号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 …… 2件
報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 …… 5件

2 その他

「農地法5条の規定による許可された旨の証明願」提出の報告

会 長 皆さん、こんにちは。

では、只今から、令和6年度第5回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席者は6番の三宅委員より事前に欠席の連絡がありましたが、13名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は3名の出席をいただいております。ありがとうございます。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は10番 後藤 善一（ごとう ぜんいち）委員と11番 星野 清明（ほしの きよあき）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

それでは、【議案第10号】 農地法第3条の規定による許可申請2件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案書1ページ、申請番号R6-3をご覧ください。

申請地は、____番地、____番地、登記現況共に田、2筆合計で面積は____㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

農業から離れるため農地を手放したい____さんから、耕地面積を拡大して農業経営を安定させたい____さんへの所有権移転の申請です。

譲受人は、田植え機1台、トラクター1台、コンバイン1台、耕うん機1台、軽トラック1台を所有しております。従事日数は180日、経営面積は95462.82㎡、申請地への通作距離は約6.5km、通作時間は車で20分です。

____さんは新規就農者ではないためヒアリングを行っていません。

以上のことを踏まえて、農地法第3条許可申請の基本要件である3項目、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件のいずれも満たしていると判断されます。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は岩田委員になります。

岩 田 委 員 現在作付けはされておらず、草が伸び始めていますが、概ね管理されており、問題ありません。当初は資材置場として転用する予定だったが、清須市より転用できないと言われ、田のまま所有権移転したとのこと。

会 長 地元としては問題ないということによろしいですか。

岩 田 委 員 問題ありません。

会 長 他にご意見はありませんか。

鈴 木 委 員 申請地は大規模開発区域内ですか。

事 務 局 区域外です。

会 長 3条許可を出す際は、受け人の方に農地として管理しますという約束はとっているのですか。

事 務 局 約束はとっていません。3条許可そのものが、農業をするための許可です。早期転用が行われるのであれば、その許可申請が出たときに審議する必要があるものになります。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、当農業委員会として「許可する」ことといたします。

続きの説明を事務局に求めます。

事 務 局 申請番号R6-4をご覧ください。

申請地は、____番地、登記現況共に田、面積は____㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

農業から離れるため農地を手放したい____さんと____さんから、耕地面積を拡大して農業経営を安定させたい____さんへの所有権移転の申請です。

譲受人は、田植え機1台、トラクター1台、コンバイン1台、耕うん機1台、軽トラック1台を所有しております。従事日数は180日、経営面積は95462.82㎡、申請地への通作距離は約6.5km、通作時間は車で20分です。

____さんは新規就農者ではないためヒアリングを行っていません。

以上のことを踏まえて、農地法第3条許可申請の基本要件である3項目、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件のいずれも満たしていると判断されます。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は岩田委員になります。

岩田委員 問題ありません。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、当農業委員会として「許可する」ことといたします。

続きまして、【議案第11号】農地法第5条の規定に係る許可申請4件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 2、3 ページ、申請番号 R6-8 をご覧ください。

申請地は賃貸借設定で____番地、所有権移転で____番地、____番地、
__番地、____番地、____番地、____番地、____番地、____番地、____番
地、____番地、____番地、____番地、____番地、____番地、____番地、____
番地、____番地、すべて登記・現況共に田で、面積は 18 筆合計で____
m²です。

譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

申請者は、____市に本社がある運送業者です。全国へ配送業務を行っているため、愛知県内にいくつか賃貸倉庫を設けていますが、営業所と賃貸倉庫間の運行が増加し、ドライバーの不足や拘束時間の問題に直面しています。また、取引先より保管面積の拡大の要望も受けており、営業所近くで新たに倉庫を建設する必要があります。

本社営業所周辺の市街化区域で土地を探しましたが、希望に沿う土地が見当たらず、市街化調整区域ではありますが地権者並びに地域住民より承諾を得られたため申請に至りました。

申請地は、立地基準のエー（ア）－a－（b）インターチェンジから概ね300m以内にある農地に該当し、第3種農地と判断でき、許可できる案件となります。

また一般基準については特段の問題はございません。

前回と同様図面を配布していますので、ご覧ください。水の流れにつきまして、西から東に向かって側溝を流れていきます。今回の開発にあたり、全ての側溝を入れ替えるとのことでしたが、既存の施設の機能は失わずに側溝を入れ替えるとのことで、事務局と担当の設計会社で話はできていますので、水かかりについても問題ありません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は小島委員になります。

小 島 委 員 現在も米を作っていますが、収穫後に工事が始まるということで問題ありません。水かかりについても問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

伊 藤 委 員 図面を見ると貯留槽が今回の申請地とすでに事業を行っている一体利用地をまたいで施設が入っているのですが、今回の貯留槽の容量は申請地のみに計算されているのか、それとも一体利用地も含めて計算されているのか、どちらですか。

事 務 局 都市計画課に確認して回答します。

伊 藤 委 員 道路は廃止ですか。付け替えですか。

事 務 局 そちらも都市計画課に確認して回答します。

木 村 委 員 のちに道路を拡張するため、清須市へ何センチか提供する必要があったと思います。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。

2件目の説明を事務局に求めます。

事 務 局 議案書4ページ、申請番号R6-9をご覧ください。

申請地は、____番地、____番地、____番地、____番地、____番地、____番地、____番地、____番地は登記・現況共に畑で、____番地は登記・現況共に田、____番地は登記田・現況畑、面積は7筆合計で____㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

申請者は、全国でコンビニエンスストアを経営しております。リニア関連の土地収用により、名古屋市の店舗が閉店することとなり、名古屋市及び周辺市町村にて移転先を探していました。

市街化区域で土地を探しましたが、希望に沿う土地が見当たらず、市街化調整区域ではありますが周辺には住宅が多数あり需要が見込め、所有者より承諾を得られたため申請に至りました。

申請地は、立地基準のエー（ア）－b－（a）住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設または公益的施設が連たんしている区域にある農地に該当し、第3種農地と判断でき、許可できる案件となります。

また一般基準については特段の問題はございません。

こちらにも図面がありますのでご確認ください。特に水かかりについて問題はありません。本来調整区域には商業施設を建てることはできませんが、今回は先ほど説明したとおりリニア関連の土地収用事業に該当するため、愛知県の建設許可がおりるという案件になります。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は丹羽委員になります。

丹 羽 委 員 問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。

3件目の説明を事務局に求めます。

事 務 局 申請番号6-10をご覧ください。

申請地は、____番地、登記・現況共に畑で面積は____㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

申請者は、結婚し、2人の子供と一緒に4人で____市の賃貸住宅で生活しています。今後、子供が大きくなれば更に家が手狭になり、また両親は高齢のため本家の近くで暮らしたいと考え、住宅建築の考えに至りました。

本家で両親との同居も考えましたが、妹も同居しており、生活スペースを確保することができず、断念しました。その後両親に相談したところ、父が今年亡くなった祖母の土地を相続するということで、申請地に建築してはどうかと提案を受け、申請に至りました。

申請地は、立地基準のエー（ア）－b－（b）街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地に該当し、第3種農地と判断でき、許可できる案件となります。

また一般基準については特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は私になりますが、問題ありません。

他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。

4 件目の説明を事務局に求めます。

事 務 局 議案書 5 ページ、申請番号 6-11 をご覧ください。

申請地は、____番地、登記・現況共に田で面積は____㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

申請者は、____市に本社がある運送業者です。申請者はトラックを 54 台保有しており、現在トラックの駐車場が 3 箇所ありますが、利用地だけでは縦列駐車をしなければいけないほど狭小です。また、3 箇所の駐車場のうち 1 箇所の一部を所有者に返却することが決まっているため、さらに駐車場が不足します。そのため、トラックの駐車場の確保が急務となりました。

申請者には利用可能な土地を保有していないため、周辺市街化区域で土地を探しましたが、希望に沿う土地が見当たらず、市街化調整区域ではありますが所有者より承諾を得られたため申請に至りました

申請地は、地基準のエー（ア）－b－（b）街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地に該当し、第 3 種農地と判断でき、許可できる案件となります。

また一般基準については特段の問題はございません。

こちらにも図面がありますのでご確認ください。南側に水路がありまして、パイプラインから水が流れ出すところがありますので、事業者を確認しました。側溝の入れ替えはトラックの乗り入れする場所だけ行うとのことで、機能は損なわず、乗り入れ部分だけ蓋を被せて、他は触らないとのことです。営農に影響は無いと思われます。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は私になりますが、問題ありません。

他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。

続きまして、【議案第 12 号】農地中間管理事業法第 19 条の 2 の 4 件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 お手元の農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）についてですが、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農業委員会の議を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっているため、審議をお願いするものです。

議案書 6 ページ目をご覧ください。

申請番号 R6-3 についてです。こちらは、J A 西春日井が地権者の____さんと耕作者の____さんの使用貸借について権利利用調整を行ったもので、この集積計画を公告することにより権利が発生します。

利用権設定をする土地は____番地で面積が____㎡です。設定する権利は使用貸借権で期間は 10 年間となっております。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は星野委員になります。

星 野 委 員 問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。

続きの説明を事務局に説明を求めます。

事務局 続いて申請番号 R6-4 についてです。こちら、J A 西春日井が地権者の____さんと耕作者の____さんの使用貸借について権利利用調整を行ったもので、この集積計画を公告することにより権利が発生します。

利用権設定をする土地は____番地で面積が____㎡です。設定する権利は

使用貸借権で期間は 10 年間となっております。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は星野委員になります。

星 野 委 員 問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。

続きの説明を事務局に説明を求めます。

事 務 局 続いて議案書 7 ページ、申請番号 R6-5、R6-6 についてですが、担当の三宅委員は欠席していますが、事前に確認していただいているため、合わせて説明します。申請番号 R6-5 についてですが、こちらも J A 西春日井が地権者の____さんと耕作者の____さんの使用貸借について権利利用調整を行ったもので、この集積計画を公告することにより権利が発生します。

利用権設定をする土地は____番地で面積が____㎡です。設定する権利は使用貸借権で期間は 10 年間となっております。

続いて申請番号 R6-6 についてです。こちらも、J A 西春日井が地権者の____さんと耕作者の____さんの使用貸借について権利利用調整を行ったもので、この集積計画を公告することにより権利が発生します。

利用権設定をする土地は____番地で面積の合計が____㎡です。設定する権利は使用貸借権で期間は 10 年間となっております。

申請番号 R6-5、R6-6 共に三宅委員より問題ないと確認していただきます。

以上で説明を終わります。

会 長 何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。

続きまして、【報告第 11 号】農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による

届出 2 件及び【報告第 12 号】農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 5 件を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは一言お願いします。

事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、議案書 8 ページ報告第 11 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 2 件を説明します。

申請番号 R6-15、____番地、登記現況共に畑で、面積が____㎡です。

こちら、伊藤委員の案件となります。

伊藤委員 4 条申請と 5 条申請の両方共が出ているのはなぜですか。

事務局 申請地は共有名義であり、こちらは一人の方に所有権をまとめて転用するという案件です。すでに自身の持分である農地は 4 条届出をしていただき、共有者の方からもらう持分については 5 条届出をしていただくものになります。

伊藤委員 持分になっているのですね。

事務局 そうです。

伊藤委員 わかりました。

事務局 申請番号 R6-16、____番地、登記現況共に畑で、面積が____㎡です。こちら、中野委員の案件になります。

中野委員 問題ありません。

事務局 では、9 ページをご覧ください。報告第 12 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 5 件について説明します。

申請番号 R6-38、____番地、登記現況共に畑で、面積が____㎡です。

こちら、伊藤委員の案件となります。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-39、____番地、____番地、____番地、____番地、____番地、すべて登記畑現況宅地で、5 筆合計で面積が____㎡です。始末書が添付されています。

こちら、星野委員の案件となります。

星野委員 こちらは犬分前から建物が建っているところになります。問題ありません。

事務局 続きまして、議案書 10 ページ、申請番号 R6-40、____番地、登記現況共に畑で、面積が____㎡です。

こちら、鈴木正委員の案件となります。

鈴木正委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-41、____番地、登記田現況雑種地で、面積が____㎡です。新清洲駅北土地区画整理事業地内の案件で再転用です。

こちら、渡邊推進委員の案件となります。

渡邊推進委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-42、____番地、登記田現況宅地で、面積が____㎡です。始末書が添付されています。

こちら、横井委員の案件となります。

横井委員 問題ありません。

事務局 以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。以上のことについて、質問はありますか。

それでは、その他に移ります。「農地法5条の規定による許可された旨の証明願」提出の報告について事務局から説明をお願いします。

事務局 資料は用意してありませんが、農地法5条の規定による許可された旨の証明願いが3件提出されましたので、報告のみさせていただきます。報告後は、尾張農林水産事務所へ進達し、県にて許可された旨の証明をしていただきます。

1件目は、____番地、____番地、____番地、____番地、____番地、面積は5筆合計で____㎡です。平成10年5月20日に許可され、現況は駐車場となっています。

2件目は、____番地、____番地、____番地、____番地、____番地、____番地、面積は6筆合計で____㎡です。平成4年12月15日に許可され、現況は配送センター及び駐車場になっています。

3件目は、____番地、面積は____㎡です。令和4年1月13日に許可され、現況は駐車場になっています。

以上で報告を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

もう一点その他で渡邊推進委員より女性農業委員の会議について報告があるとのことです。お願いします。

渡邊推進委員 9月3日に事務局員と共に近隣市町の女性農業委員の意見交換会に出席しました。いろいろな情報があり、意義のある会でした。翌日の9月4日にはレディスあいちの役員の集まりがあり、その中で興味深い話が出ましたので、報告します。

豊田市農業委員の方のお話です。豊田加茂の地域である稲武はブルーベリーの産地であり、その農業委員の方は大きな店も経営している方です。農林水産省の新人の方の研修を受け入れおり、新人の方は献身的に研修されていたとのこと。また、韓国や中国からも 30、40 人研修生を受け入れており、皆すごい熱意でブルーベリー栽培について学んでいるとのこと。その農業委員の方は「今の農薬をたくさん使うのは考えが古く、自然由来のものでやっていくことが発展してきている。このままでは日本の農業はいつか追い越されてしまう。」とおっしゃっていました。

私からの報告は以上です。

会 長 報告が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

それでは、次回の開催について確認します。

令和 6 年 10 月 25 日、金曜日、午後 2 時から、場所は清須市役所南館 3 階第 1 会議室（本日とは別の部屋）にて開催予定ですのでよろしくお願い致します。

以上で令和 6 年度第 6 回農業委員会を閉会します。本日はご苦労様でした。

—終了時刻午後 3 時 10 分—

個人情報に当たるとの考えから、議事録中の番地等は、省略等して記載しています。